

## **( 5 ) 国際経済に関する取組**

- 6 9 グローバルな枠組みにおける国際経済の  
基本的方向付けへの積極的参画
- 7 0 重層的な経済関係の強化・有効活用
- 7 1 国際経済の新たなる諸課題への効果的対応
- 7 2 国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応

## 6 9 グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画

<b>評価責任者</b>	経済局総務参事官	高原 寿一
	経済局開発途上地域課長	尾池 厚之
	経済局国際機関第一課長	佐藤 地
	経済局国際機関第一課サービス貿易室長	下川 真樹太
	経済局国際機関第一課世界貿易機関紛争処理室長	宮川 学
	経済局国際機関第二課長	加藤 元彦
<b>評価実施年月日</b>	平成 16 年 3 月 1 日	
<b>1 .【評価を行う目的】</b>		
<p>G8サミット、OECD、WTO等、グローバルな各種経済関係国際フォーラム等においてわが国がとっている施策の概要を示すことにより、国民への説明責任を果たす。</p>		
<b>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</b>		
<p>(a)国際社会の直面する種々の最重要課題の対処のためにG8の果たす役割は引き続ききわめて大きく、わが国として常に積極的に参画していくことが重要。平成15年6月に行われたG8エビアン・サミットの準備プロセスにおいては、貿易、水、科学技術等の13本の行動計画の作成に貢献するとともに、エビアン・サミット後はそのフォローアップ並びにシーアイランド・サミットに向けた議論にも積極的に参画した。</p>		
<p>(b)平成15年度は、ドーハ開発アジェンダ交渉（いわゆるドーハ・ラウンド）の中間見直しに当たる、9月のカンクン（メキシコ）閣僚会議では合意が得られず、その後、一時期、交渉は停滞したが、2004年初頭から交渉進展に向けた気運が高まりつつある。カンクンに至る過程において、わが国は交渉全体を牽引する十分なイニシアティブを取っていないと外国や国内の一部に見られており、必ずしもプレゼンスが十分とは言えない面があった。わが国の交渉を率いていく外務省は今後、国内改革と貿易交渉を一体として捉えたより総合的なアイデアを打ち出していく必要がある。</p>		
<p>(c)新規加盟国については、カンクン閣僚会議でカンボジア、ネパールの後発開発途上国の加盟が実現した。わが国は特にカンボジア加盟ではプロセスを主導し、その早期加盟に大きく貢献した。しかしながら、ベトナム、ロシアの加盟では、種々の事情（相手国の姿勢、政治的背景等）もあり、具体的な進展が少なかった。わが国としては、ロシア及びベトナムの両国が平成16年末までに加盟を目指していることも踏まえながら、両国経済の開放自由化につながる形の加盟実現に向けて粘り強く交渉していく必要がある。</p>		
<p>(d)WTOにおけるマルチの技術協力の基金であるドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンドに約81万スイスフラン（約6350万円）を拠出。これは同ファンドの年間目標額の約3％に当たる。貿易大国、世界第2位のODA供与国であるわが国として、今後も途上国との信頼関係醸成、交渉進展のため、応分の貢献をする必要がある。（但し、(g)のような事情もあり、対象分野については十分な精査をする必要がある。）</p>		

- (e)平成15年はわが国が貿易政策検討制度（TPRM）の対象でなかったが、TPRMは各国の貿易制度について知見を深める良い機会である。今後、各国のTPRMの機会を十分活用して、制度がより効果的に各国の政策見直しを実現できる形で運用されるよう改善を図っていくことが重要である。
- (f)WTO紛争処理制度の適切な運用を通じた安定した多角的貿易体制の強化を目指し、WTO加盟国間で起こる貿易問題で二国間の協議で解決できないものをWTO紛争解決手続に従い解決に努力。わが国が当事国となっている紛争案件に関し、手続が進行中のものについて適切に対応し、紛争解決機関の勧告が出されたものについてはその実施や問題の最終的な解決に努めた。
- (g)カンクン閣僚会議に向けて、わが国は、重視するシンガポール・イシュー（投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性の4分野）の交渉化に向け、これら分野に関するセミナー等の対途上国キャパシティ・ビルディングを実施してきた。カンクンでは、途上国側の十分な理解を得るまでに至らなかったが、対途上国キャパシティ・ビルディングとしてのセミナー等は引き続き必要であり、どのような形で努力を傾注するかは今後の課題である。
- (h)OECDは設立条約に掲げる加盟国の経済成長の向上、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、持続可能な開発、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、企業の社会的責任など新たな課題にも積極的に取り組んでいる。わが国はこれらの各種活動に対してパリの常駐代表部や本国から担当者を派遣し、積極的に議論に参加、リードしている。また、4月に開催された閣僚理事会において、「開発と投資」に関するプロジェクトを提案し、各国の賛同を受け平成17年の完成を目標に積極的に活動に参加するなど、わが国理念の世界への発信を行っている。
- (i)OECDの活動や報告のわが国国内での幅広い普及を目指し、年1回発行される対日経済審査報告書を始めとする各分野での報告書や研究成果が国内の経済・社会システムの改善に向けての政策形成に活用されるべく関係省庁に働きかけを行っている。また、ホームページを活用し主要な各種会合の結果を一般向けに広報するとともに、「OECDと日本」というパンフレットを作成し、関係者や一般向けに配布を行った。
- (j)わが国は、OECDによる非加盟国協力活動の方向性について積極的にアドバイスを行っている。また、わが国はアジア地域における活動強化を重視しており、本地域におけるOECD関連セミナーへわが国専門家を派遣するなど、同活動を積極的に支援している。
- (k)わが国は、貿易を通じた開発途上国への支援を重視してきており、この観点から開発途上国から輸入する一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用しているほか、一定の後発開発途上国（LDC）産品に対しては無税・無枠で輸入する措置をとっている。第3回国連LDC会議をはじめとする累次の国際会議において、途上国より先進国に対しLDC産品に対する無税・無枠措置のさらなる拡大を求める声が高まり、わが国もWSSD等の際に同措置を拡大する旨、表明してきた。その約束を実現するものとして、外務省及び財務省、経産省、農水省が協力して平成15年4月1日よりLDCに対する無税・無枠措置の対象品目の拡大及びLDC以外の途上国に対する特惠対象品目の拡大を行った（実際の関税措置を行うのは財務省。外務省は、財務省、経産省、農水省に対して品目拡大の働きかけを行うとともに、審議会の答申が発表された際及び措置施行時に同制度の受益国政府及び在京大使館に対する広報活動

を行った)。

### 3.【施策の評価の観点と効果の把握】

#### (1) 必要性

本施策の目的は、G8、OECD等を通じて他の先進国や利害関心の近い国々等との政策協調を行い、わが国にとって好ましい世界的な経済環境整備の流れを形成するとともに、WTO新ラウンド交渉の積極的推進等を通じ、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化することである。このような国際経済環境を整備することにより、国際的に経済活動を展開する日本国民の利益をよりよく保護し増進することができる。また、より公正で効率的な国際経済環境は中長期的には日本国内市場にも好影響を与え、日本国民全体への利益増進につながる。本施策は外務省の所掌事務である対外経済関係に関する外交政策そのものであり、外務省が企画立案及び実施することが必要かつ適当なものである。

#### (2) 有効性

- ・G8サミットにおいては、世界経済、貿易、投資、アフリカをはじめとする開発、環境等幅広い分野において他の先進国、利害関心の近い国々と議論を重ねた結果、各種G8行動計画が採択された。これらの内容はわが国にとっても望ましいものであり、これらの成果をG8各国が実現していくことにより、わが国の利益は増進されることになる。
- ・WTOにおいては、カンクン閣僚会議が決裂したこと、同会議に至るプロセスで、わが国が交渉牽引役として十分な役割を果たせなかったことも踏まえ、今後、交渉に臨む戦略を再構築していく必要がある。しかし、交渉の部分的な進展も見られており、不十分ながらも次に繋がる成果は得られた。これらの点を基礎にしながら、交渉に積極的に臨めるよう外務省が交渉の各局面で全体的枠組み構築のための指導力の発揮とわが国の利益をより具体的に確保するための対応を明確にするため、国内でイニシアティブを発揮することが必要である。
- ・OECDにおいては、日本提案が各国の同意を得て具体的なプロジェクトとして実行に移されており、わが国の理念を国際社会に発信することができ、外交力の強化につながった。また、国内でもパンフレット作成を通じ国民の理解を得ることができ、また、関係省庁に対する各種働きかけなどを通じ国内政策に影響を与えた。更にはアジアを中心とする非加盟国協力活動に積極的に参加することを通じ、日本のプレゼンス強化に貢献した。
- ・G8サミット、OECD、WTO等の会合への出席に当たっては、常に最小限の出張者(たとえば、G8サミット準備の会合においては、きわめて広い分野に亘る課題について議論がなされるが会合出席者に加えて1ないし2名のみが出張し、本省との電話連絡等によって会合出席者の補佐を行う等)で対応してきているほか、サミットのロジスティクスも、平成14年のサミットに比べても本省よりの出張者を1人、現地公館よりの応援出張者を4人減少するなど、簡素化に努めた。

#### (3) 優先性

G8、OECD、WTOともに、経済分野において国際社会における政策協調、ルールメイキングの役割を果たす最も重要な枠組みであり、これらの枠組みにおける議論に積極的に参画、貢献し、わが国にとって有利な形に導くことは極めて重要である。したがって、本施策を優先的に実施する必要がある。また、近年は途上国の開発問題が特に国際社会における重要テーマとして注目を集めており（G8、WTO、OECD等においても重点的に議論されている）この動向も踏まえれば、現時点で途上国の貿易促進に向けてわが国の制度面の改善を図ることが、途上国開発、ひいては国際貿易体制の安定につながることから、優先的に実施することが適当である。

#### 4.【評価の結果】

##### **(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他**

G8、WTO、OECDにおける様々な分野での政策協調、交渉は明年も継続することとなっており、また、その世界各国に与える影響の大きさも変わらないと見込まれているところ、本施策の必要性に変化はないため。

#### 5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

WTO、OECDに対しわが国が必要かつ十分に影響力を行使しうよう適切な額の拠出を行えるよう予算要求していく。また、今後とも国際経済の基本的方向付けへより一層積極的に参画すべく、引き続き機構・定員要求を行っていく。

#### 6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ G8エビアン・サミット成果文書（外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/>））
- ・ 経済協力開発機構（OECD）（外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/>））

#### 7.【備考・特記事項】

本施策はわが国にとって好ましい世界的な経済環境整備の流れを形成するとともに、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化するという目に見えないものが成果であることから、その定量的把握は困難であり、また、世界的な流れに本年限りでなく中長期にわたって働きかけていく中で実現されていくという性質のものであることに留意する必要がある。

## 7 0 重層的な経済関係の強化・有効活用

<b>評価責任者</b>	経済局総務参事官	高原 寿一
	経済局国際経済第一課	
	自由貿易協定・経済連携協定室長	武藤 顕
	経済局国際経済第一課長	下川 真樹太
	経済局国際経済第一課アジア欧州協力室長	菊田 豊
	経済局開発途上地域課長	尾池 厚之
	経済局アジア太平洋経済協力室長	南 博之
<b>評価実施年月日</b>	平成 16 年 3 月 1 日	
<b>1.【評価を行う目的】</b>		
<p>欧州諸国との協力やアジア大洋州地域における協力及びアジア欧州間における協力の推進並びに自由貿易協定を含む各国、地域との経済連携に係るわが国の施策の概要を示すことにより、必要な国民的政策討議を一層喚起するとともに、国民に対する説明責任の一端を果たす。</p>		
<b>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</b>		
(a) 双方向投資促進を日・EU間の主要政策課題と位置づけ、対日投資促進のための各種セミナーの開催等を実施した。		
(b) 規制改革に対する民間からの要請が近年一層高まりつつあることを踏まえ、日・EU双方の規制・制度を改善するためのハイレベルの枠組として、日・EU規制改革対話を平成6（1994）年より継続的に実施している。今年度平成15年度については、11月に東京にて本会合及び課長級会合・専門家会合を開催し、意見交換を行った。		
(c) 在外公館と現地日本企業や現地日本商工会との意見交換を励行する一方、在外公館の具体的支援実績を取りまとめて各館の執務参考用に供するとともに、その概要を公表することで在外公館の企業支援業務の一層の周知を図った。		
(d) 日・EU定期首脳協議を開催し、行動計画の実施状況のレビューを行うとともに、双方向投資をはじめとする重点項目での日EU協力を推進することに同意した。民間の意見の導入により対EU政策を一層効果的に遂行するとの目的の下、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）本会合との連携を行った。行動計画運営グループ会合等の機会を捉え、EU拡大に関し、日本企業に不利益を及ぼす懸念のある事項につき、EU側と協議を行った。		
(e) わが国は、APECプロセスに対して、貿易円滑化、構造改革、経済・技術協力等でのわが国のイニシアティブ及びメンバー間の共同取組の推進を通じたAPECプロセスの強化を目的として取り組んでいるが、平成15年10月に開催されたAPEC首脳会議及び閣僚会議では、APEC地域の経済成長を達成するための方途として、各国・地域（エコノミー）において構造改革に取り組むとの首脳の決意が確認され、わが国が豪州と作成した「APEC構造改革行動計画」が採択された。また、WTO新ラウンド交渉の再活性化に向けた前向きなメッセージが出されるとともに、わが国も主導して策定した「APEC貿易円滑化行動計画」の着実な実施が確認された。ま		

た、わが国は、人の移動の円滑化に資するAPECビジネス・トラベル・カード制度の運用を平成15年度より開始した。

(f) ASEMとの関係では、第5回外相会合、第5回経済閣僚会合及び第5回財務大臣会合が開催され、ASEM参加国の各分野の担当大臣等が、様々な国際問題につき自由かつ活発な議論を行った。わが国は、調整国として、上記閣僚級会合等への準備の一環として、調整国会合を主催する等、アジア欧州間の関係強化に貢献した。

(g) わが国は「ASEM教育交流シンポジウム」を主催するとともに、各種イニシアティブに積極的に参加した。

(h) ASEM貿易、投資、金融に関するタスク・フォースの会合が開催され、第5回外相会合等において中間報告がなされた。わが国からは行天元財務官が共同議長として選出され、また第2回会合を日本で開催する等、積極的な支援を行った。

(i)(j) わが国は、WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完し、更なる貿易自由化や経済活性化を進めるための重要な方策の一つとして、自由貿易協定を含む経済連携に取り組むこととしている。わが国は、世界各地でとられている自由貿易地域創設・拡大の動きも踏まえ、当面、協定の不在によりわが国企業の経済的不利益が顕在化しているメキシコ、また、政治的・経済的相互依存関係が深い東アジアとの間での経済連携強化に優先的に取り組むこととしている。かかる方針に基づき、メキシコとの間で経済連携協定の交渉を進めている。また、東アジアの間では、既にシンガポールとの経済連携協定が発効しているが、これに加え、以下のような作業を進めた。韓国との間では、共同研究会を終了し、協定締結交渉を開始した。ASEANとの間では、日・ASEAN包括的経済連携実現に向け、(i) 二国間での取組として、タイ、フィリピン、マレーシアとの間でも平成16年初頭に協定締結交渉を開始した。また、インドネシアとの間で予備協議を推進している。(ii) ASEAN全体との取組として、「日ASEAN包括的経済連携の枠組み」を策定し、合意した。

### 3.【施策の評価の観点と効果の把握】

#### (1) 必要性

##### (日・EU経済関係)

・EUは、日本にとって、第一の投資相手、第二の貿易相手である。また、EUは世界のGDPの約28%を占めている。このように、世界経済、わが国経済双方にとり重要な位置を占める先進地域である欧州との経済関係は、様々な分野にわたり省庁横断的に対応する必要があり、また、問題が生じれば基本的には安定している日欧間関係を弱めることも想定されることから、外務省が日・EU経済関係に係る施策を総合的に企画立案し、総括する必要がある。

##### (ASEM)

・欧州側15か国、1機関及びアジア側10か国が参加するアジア欧州会合(ASEM)を通じて、政治、経済、社会等に関し、自由な対話を行うことはアジア欧州関係を強化する上で非常に重要。特に、アジア欧州両地域の経済規模は世界全体の約52%(平成12年度統計)を占めており、北米アジア関係と並んで両地域間の経済関係を強化することは世界経済の安定的発展

を通じわが国の利益増進に寄与する。

- ・アジア地域に属しながら、民主主義、基本的人権等の価値観を欧州と共有するわが国は、ASEMプロセスにおいてアジアと欧州の橋渡し役を果たすことにより、対アジア外交及び対EU外交における日本のプレゼンスを高めることができる。
- ・ASEMでは、様々な分野における活動が行われており、そのための施策は省庁横断的であり、また関係国との密接な連携が必要となるため、外務省が主導する必要がある。

#### **(APEC)**

APECは、アジア太平洋の21の国・地域(エコノミー)が参加し、域内の貿易・投資の自由化・円滑化と、それを支援する経済技術協力を目的としている。これらに関する活動を通じ、わが国の更なる経済発展及びアジア太平洋地域全体の持続可能な発展を目指している。また、APECは経済面の協力を推進する場であることから、その活動は特にビジネス関係者にとって有益であることを目指している。これらAPECの幅広い経済分野協力に関し、わが国として着実に実行力を発揮していくためには、外務省が関係省庁間の調整を行うとともに、年1回開催されるAPEC首脳会議での成果に向けAPEC活動を主導していく必要がある。

#### **(自由貿易協定を含む経済連携)**

- ・自由貿易協定を含む経済連携の推進は、更なる貿易自由化や経済活性化を進める観点から重要である。また、わが国企業が被っている競争上の不利益の解消を含む経済的利益のほか、政治外交上の利益もあり、国益全体の増進を図ろうとするものである。
- ・自由貿易協定を含む経済連携の推進は、政府全体にとっての重要課題であり、外務省を含む関係各省庁による連携の下、関係者との意見交換等を踏まえつつ、政府一丸となって取り組む必要がある。このような政府全体としての取組の中で、外務省は、対外関係を総括する等の役割を担っているところ、自由貿易協定を含む経済連携への取組において、引き続き中心的な役割を果たしていく必要がある。

## **(2) 有効性**

### **(日・EU経済関係)**

日・EU間では様々なレベルの協議の場等を通じて日・EUの経済関係の強化に大きな貢献をしている。例えば、具体的には以下の成果を上げている。

- ・日・EU定期首脳協議において、双方向投資促進を日・EU協力の主要協力分野と位置づけることを合意し、日・EU投資イニシアティブを発出するとともに各種セミナーの開催等を実施。
- ・規制改革対話本会合及び課長級会合・専門家会合を開催し、幅広い政策分野について、EU側と意見交換を実施したことを踏まえ、わが国及び欧州におけるビジネス環境の改善が図られた。
- ・独占禁止協力協定の本署名を7月に行い、8月に同協定が発効に至った。これにより、国際的な広がりを持つ反競争的行為に対する効果的な対処、日・EU競争当局間の協力関係の発展等、競争政策分野での関係強化を達成。
- ・また、知的財産等の貿易関連分野についてEU側と意見交換を行い、協力分野についてお互

いの理解を深めた。

- ・アイルランド、スイス、スウェーデン及びフィンランドとの間で二国間経済協議を実施。
- 日・EU経済関係については、定期首脳会議をはじめとする日・EU間の枠組みの他に、欧州各国との二国間の枠組みが存在しており、そのような重層的な協力枠組を推進するとともに、日・EU間及び二国間の幅広い分野にわたる政策課題に効率的に取り組んでいる。

#### (ASEM)

平成15年7月に開催された第5回外相会合及び第5回経済閣僚会合では、アジア・欧州間の共通の関心事項について自由な議論が行われ、具体的には以下のような成果を上げ、アジア欧州間の経済関係の強化・重層化の促進に貢献した。

- ・SARS、イラク戦争、EU拡大、アジアにおける経済統合等の昨今の国際情勢が及ぼす経済的影響及びそれらに対する両地域の協力の成果を評価し、また、更なる努力を確認した。
- ・第5回外相会合等におけるASEM貿易、投資、金融に関するタスク・フォースの中間報告において、今後のアジア欧州間の経済関係促進につながる提案に関する検討状況が紹介され、最終報告に向けた努力を促した。
- ・ASEMプロセスの効率化について次回外相会合までに提言を行うことに合意するとともに、経済閣僚会合では経済の柱に関するレビューペーパーを承認した。

ASEMIは、首脳会合、外相会合及び経済閣僚会合等の各種閣僚級会合とそれらを支える高級実務者会合、政治、経済、社会・文化・その他の分野におけるイニシアティブ等幅広い活動を行っているが、これらを5人の担当官で所掌し、関係省庁との調整を行いつつ、それぞれの閣僚級会合、各種イニシアティブを推進するとともに、現在はASEMのアジア側調整国として、参加各国との調整を日常的に行いASEM活動を効率的に実施することに貢献している。

#### (APEC)

平成15年10月に開催されたAPEC首脳会議及び閣僚会議では、現在のアジア太平洋地域の経済問題に即し以下の成果を上げ、その後のWTOの議論等でもAPECの成果として言及される等重層的な経済関係の強化・有効活用に大きく貢献している。

- ・WTO新ラウンド交渉につき、デルベス・テキストをベースにし、交渉を早急に再活性化させるとの前向きなメッセージをまとめた点で大きな意義があった。
- ・APEC地域の経済成長を達成するための方途として、わが国は「APEC構造改革イニシアティブ」を推進し、その具体的成果として、各エコノミーにおいて構造改革に取り組むとの首脳の決意を確認したほか、平成16(2004)年の具体的作業計画としてわが国が豪州と作成した「APEC構造改革行動計画」が採択された。
- ・わが国も主導して策定した「APEC貿易円滑化行動計画」の着実な実施が確認されるとともに、人の移動の円滑化に資するAPECビジネス・トラベル・カード制度の運用をわが国も平成15年度より開始した。

APECは、首脳会議及び閣僚会議を支える高級実務者会合(SOM)の下に、4委員会、13小委員会等、3特別会合、11作業部会を設け幅広い活動に取り組んでいるが、これらを6人の担当官で所掌し、関係省庁との調整を行いつつ、それぞれの委員会等で貿易円滑化、構造改革等のわが国提

案イニシアティブを推進しており、現在のAPEC活動を効率的に実施している。

#### **（自由貿易協定を含む経済連携）**

メキシコとの交渉については、双方の主張の差異が埋まらず、所期の目標を達成出来なかったが、韓国及びASEAN諸国との間での協議は進展し、交渉開始という大きな成果を上げた。したがって、韓国及びASEAN諸国との間での協議については、期待される効果以上の成果を上げたといえる。

##### **・メキシコ**

平成15年内に実質的に交渉を終了させるとの所期の目標は達成出来なかった。なお、早期に交渉を終了させるべく最大限の努力を継続する。

##### **・韓国**

平成15年10月の日韓首脳会談において、年内に交渉を開始し、平成17年内に実質的に終了させることを目標とすることで合意。12月に第1回交渉を実施。

##### **・ASEAN諸国**

平成15年12月に行われた日本とタイ、フィリピン、マレーシアの各国との二国間首脳会談において、平成16年早期に経済連携協定の交渉を開始することに合意。平成16年1月にマレーシアと2月にタイ及びフィリピンと第一回交渉を実施。

自由貿易協定・経済連携協定推進に向けた取組、特にその締結交渉は、多大な人的資源・時間や横断的取組を要するものである。外務省では、わが国が置かれている国際環境も踏まえ、スピード感をもってこれに積極的に取組むべきであるとの認識の下、自由貿易協定・経済連携協定推進本部等も活用し、省内の取組体制を一層強化するための議論を積み上げ、また、省内外との緊密な意見交換を進めながら、経済局、地域局、条約局の担当が、人的資源が限られた中で協力して日常的に関連業務に取り組んできた。その結果、各国との作業等を進展させ、交渉を開始するという成果を達成した。

### **（3）優先性**

#### **（日・EU経済関係）**

日・EU関係は、基本的価値観を共有する戦略的パートナーとして関係を強化していく必要がある。とりわけ、日、EUは、米、日、欧州という世界経済における3極のうちの2極であり、双方向の投資関係については日米関係を凌ぐ緊密な関係となっているが、平成15年1月の施政方針演説において総理より対内投資残高を今後5年間で倍増することが示されたことから、この実現に向けて日・EU間の投資関係の強化を図っていくことが必要で、優先的に実施されるべきものである。

#### **（ASEM）**

ASEMは、アジアと欧州の間で対話を行う唯一のフォーラムであり、上記のとおり自由で非公式な対話のフォーラムという特性を生かし、種々の活動を行うことにより、従来相対的に希薄であったアジア欧州間の経済関係を強化し、重層化することに貢献してきており、上記目的の達成のためには同施策を優先的に実施することが不可欠である。

#### **（APEC）**

APECは上記のとおり人の移動の円滑化の協力の推進において目に見える成果を上げているとともに、自由化分野においてもWTOやFTAの取組みに対する貢献を実現している。

#### **(自由貿易協定を含む経済連携)**

わが国の対外経済政策の基本がWTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化であることに変わりはないが、WTO新ラウンド交渉の複雑化、東アジアでの経済連携を巡る動きの活発化等を踏まえ、自由貿易協定を含む経済連携を通じた重層的な経済関係の強化を早急に図ることは不可欠である。

#### **4.【評価の結果】**

##### **(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他**

欧州諸国との協力、アジア大洋州地域における協力、アジア欧州間の協力の推進はわが国がこれらの地域と政治的・経済的に深い相互依存関係を有することから今後とも高い重要性を有する。また、自由貿易協定を含む各国、地域との経済連携についても、世界各国、地域間でFTA締結に向けた活発な動きがある現在、わが国が取り残されることは、わが国の健全な対外経済関係の維持・発展に大きな打撃を与えうるものであり、早急に交渉を進めていくことは極めて重要。とりわけ、当面わが国にとっての戦略的優先性が特に高い東アジア諸国(韓国、ASEAN諸国)との協定締結交渉を進めることは緊急かつ極めて重要な課題である。

#### **5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】**

特に自由貿易協定を含む経済連携に係る施策を効果的に実施するため、平成16年度における予算、機構・定員要求において、それぞれ、増額、課の新設・増員等を要求しており、今後も予算、機構定員要求を行っていく方針である。

#### **6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】**

- ・日本のFTA戦略(外務省HPに掲載：<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・経済外交に関する意識調査結果(外務省HPに掲載：<http://www.mofa.go.jp/>)

#### **7.【備考・特記事項】**

メキシコとの経済連携協定交渉を年内に実質的に終了させるとの所期の目標が達成されなかったことは遺憾であるが、右についての報道等を通じ、自由貿易協定・経済連携協定を推進する上での課題等についての国民の理解はある程度進んだとも思われるが、引き続き、自由化により影響を受ける産業の構造改革を含めた今後の在り方や、人の移動といった分野についての国民的政策討議は重要であり、これを一層喚起していく必要がある。

## 7 1 国際経済の新たな諸課題への効果的対処

<b>評価責任者</b>	経済局国際経済第二課長 道上 尚史 経済局開発途上地域課長 尾池 厚之 経済局アジア太平洋経済協力室長 南 博之
<b>評価実施年月日</b>	平成 16 年 3 月 1 日
<b>1.【評価を行う目的】</b>	
金融活動作業部会（FATF）やアジア太平洋経済協力（APEC）におけるマネー・ロンダリング（資金洗浄）対策、テロ資金対策及びICAO（国際民間航空機関）における航空保安強化といった新たな課題について、わが国の国際社会の取組への積極的な関与のための活動やわが国の安全保障環境の更なる改善の内容を示すことにより、国民に対する説明責任を果たす。	
<b>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</b>	
(a) FATFは平成元（1989）年にマネー・ロンダリング対策の推進を目的として設立された国際的な枠組みであり、その取組の一環としてマネー・ロンダリング対策のための国際的な基準となる「40の勧告」の策定、見直し及び実施状況の監視、マネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域に関する取組などを行っている。また、米国における同時多発テロ事件以降は、テロ資金対策にも取り組むようになり、「テロ資金供与に関する特別勧告（8の勧告）」の策定及び実施状況の監視も行っている。	
わが国としては、アジア・太平洋地域のマネー・ロンダリング対策機関であるアジア太平洋グループ（APG）での活動のほか、非協力国・地域に特定された国に対して迅速に対策を講じるよう働きかけを行ったり、テロ資金対策の技術支援の必要性の把握調査に着手するなどの取組を行った。	
(b) ICAOは、設立以来、数多くの条約や国際標準等の作成を通じ国際民間航空の分野において世界的なルール作りを行ってきたが、9・11事件で航空機がテロに使用されたこともあり、その後、ICAOは、航空保安の強化に特に力を入れている。	
(c) APECは元来、経済分野における協力の推進の場であり、政治問題は取扱っていなかったが、平成13（2001）年9月11日の米国における同時多発テロ事件が経済面に与える影響の重大性にかんがみ、その後、中国（平成13（2001）年）、メキシコ（平成14（2002）年）、タイ（平成15（2003）年）とテロ対策に関する首脳宣言等を発出し、参加国及び地域間の協力を提唱してきた。この中で、外務省では、わが国のテロ対策に関する積極的な貢献のため、APECにおけるテロ対策及びそのためのキャパシティ・ビルディング（対応能力向上）の調整を行うことを目的に設置された「テロ対策・タスク・フォース（CTTF）」（わが国は副議長を務めている）を活用している。	
<b>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</b>	
<b>(1) 必要性</b>	
(a) マネー・ロンダリングは、規制の緩い国が抜け穴（セーフ・ヘイブン）となって犯罪収益が流れていくという性質を持っているため、各国が国際的に協調して取組を行うことが不可欠な課題である。平成15年6月のFATF全体会合で改訂された「40の勧告」では、顧客管理措置の精緻化、マネー・ロンダリング罪の前提犯罪の拡大、国際協力の強化、マネー・ロンダリング規制の対象を非金融機関・職業専門家（弁護士、会計士、不動産業者、宝石商、貴金属商、カジノ等）にも拡大するなど対策の強化が図られた。マネー・ロンダリング対策の推進に当たっては、わが国の国内制度に照らして関連する多数の省庁と調整をしつつ、国際的な	

取組に参画することが必要であるため、外務省が主導する必要がある。

- (b) ICAOは、国際民間航空に関連する幅広い活動を行っており、現在、航空保安監査、地上の第三者への補償についての既存の条約の改正作業、平成16年3月に開催予定の出入国簡易化部会にむけて、出入国手続（入国管理、税関、検疫）や渡航文書（旅券、査証）などに関する新たな国際標準案が作成され、各国に意見照会がなされている。関連する多数の省庁の意向を聴取しつつ、これらの条約、国際標準にわが国の意見を反映させ、日本国民の利益増進に寄与するには、外務省が主導する必要がある。
- (c) わが国のみならず、アジア太平洋地域、特に東南アジア地域のテロ対策能力の向上は、わが国の安全向上にも寄与する。このため、FATFやAPECの枠組みの中でテロ対策につき協力体制を構築することは極めて重要である。同対策は、国際協力を積極的に行うべき外交上の分野であるため、外務省が主導する必要がある。

## (2) 有効性

- (a) わが国は、FATF及びAPGにおけるマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に積極的に関与している。平成15年6月、FATF事務局長から書簡にて支持要請のあった「40の勧告」の改訂についても、わが国は、改訂への支持を確認するとともに、同対策を極めて重要なものとして位置づけ、同年8月、こうした国際社会のイニシアティブに引き続き積極的に参画する旨の川口外務大臣名の書簡を発出した。

また、アジア・太平洋地域におけるマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策への促進については、平成15年8月、非協力国・地域のリストに掲載されているインドネシア及びミャンマーに対して書簡を発出して迅速に対応するよう働きかけを行い、同国における取組を促すこととなった。またFATFはテロ資金供与対策の一環として、「テロ資金対策の技術支援の必要性を把握するための評価作業」を行うこととなったところ、わが国は評価作業に積極的に参加し、貢献する姿勢を示している。さらに、平成16年1月には、テロ資金対策及び国際金融機関に関する2つのワーキング・グループをわが国がホスト国となって実施するなど、目に見えるイニシアティブと貢献を行っている。

FATFにおけるマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策については、FATFの全体会合や作業部会の場において、また電子メールによる日常的連絡を通じて事務局や他のメンバー国・地域、IMF・世銀等の国際金融機関と密接に情報交換を行っている。主管課長及び担当官1名が本業務に従事している。

- (b) 米国における同時多発テロ後に航空安全強化の一環として理事会で採択された操縦室扉の強化に関する国際標準が、平成15年11月より適用になり、多くの国の大型民間航空機に強化された操縦室扉が設置された。また、ICAOによる各国の航空保安に関する監査が順次行われている。

わが国は、ICAO本部内に代表部を設置し、代表部職員が、年間を通して開催される理事会、各種委員会、専門家会合の議論に参加することで、わが国の立場をICAOの活動に反映させている。本省では、上席専門官1名（他の業務と兼務）及び担当官1名が業務を行っている。

- (c) メキシコ的首脳声明に掲げられたテロ対策項目について、わが国をはじめ、APECに参加する21か国・地域全てが、これまでの対策状況及びキャパシティ・ビルディングの必要を「テロ対策行動計画」として、CTTFに報告した。これらの調整について、外務省は、副議長国として積極的に貢献した。

本省では主管課長及び担当官1名が国内関係省庁のテロ対策に関する施策を取りまとめて、当該施策を実施している。

## (3) 優先性

- (a) FATFは、マネー・ロンダリング及びテロ資金対策に関する国際的な対策と協力の推進に指導

的な役割を果たしており、その重要性にかんがみ、活動期間もたびたび延長されている。FATFのメンバー31か国、2国際機関のうち、アジア諸国はわが国、香港、シンガポールの3か国・地域であり、わが国は、FATF及びAPGの場を通じ、アジア地域におけるマネー・ロンダリング対策に関しても積極的な役割が期待されている。従って、当該分野においてわが国が優先的に取り組むことが必要である。

(b) わが国は、昭和31(1956)年以降継続してICAO理事国で、平成14(2002)年のわが国の国際航空運送量は世界第4位であり、条約や国際標準の作成を含めICAOの活動全般に積極的に参加していくことは国際的な責務である。

(c) テロ対策は、国際協力を積極的に行うべき分野であり、アジア太平洋地域の一員であるわが国がAPECの枠組みの中でテロ対策につき協力体制の構築に尽力することは極めて重要である。

#### 4.【評価の結果】

##### (1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

(a) わが国においては、今後ともFATF及びAPGにおける活動に積極的に参画し、国際的な協力のもとにマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に従事していく必要がある。

(b) 米国における同時多発テロ事件後、ICAOは総会での宣言発出、閣僚レベル会合の開催など航空保安面での活動に重点を置くようになったが、現在、この面での活動は、既に決定された方針に従い各国の航空保安監査が順調に実施されており、平成16年度中に新たな施策が検討されることは予見されない。むしろ平成16年度には、同年中に開催予定の総会(3年に1度の通常総会)で今後の中長期的なICAOの方針につき幅広く話し合われる予定であり、また、平成16年3月に予定の出入国簡易化部会及び地上の第三者に対する補償に関する条約案を検討する法律委員会の結果を受けて、出入国簡易化に関する新たな国際標準の作成や新条約に関する検討が活発に行われることが予想される。わが国としては、航空保安強化については引き続き積極的に参画していく必要があるものの、これらの活動にわが国の主張を反映させることも同様に必要である。

(c) テロとの闘いは継続的なものであって、国際的協力体制を構築していくことが必要な分野である。アジア太平洋地域のテロ対策協力体制の確立は一層重要性を増してきており、特に東南アジア地域のテロ対策能力の向上は、わが国の安全保障及び経済発展のための安全な貿易・投資のために不可欠。よって、APECの枠組みの中でテロ対策キャパシティ・ビルディング支援体制等を構築するための調整をわが国がリードすることは外交上重要であり、今後とも施策を継続する必要がある。

#### 5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

(a) 今後のFATF及びAPGの活動を一層支援していくとの考え方にに基づき、そのための予算を確保していく。

(b) ICAOに対する協力の観点から、ICAO代表部が十分な活動を行えるような体制を維持していく。

(c) 今後、わが国のアジア太平洋地域に対するテロ対策キャパシティ・ビルディング支援を積極的に行うため、国内省庁の関連予算措置、プロジェクトの実施が重要である。

#### 6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp>)
- ・ICAO Journal (volume 58, Number6, 2003)
- ・APECホームページ(<http://www.APECsec.org.sg>)

#### 7.【備考・特記事項】

マネー・ロンダリング対策、テロ資金対策、航空保安強化に係る国際協調等といった新たな国際経済の諸課題に係る施策については、様々な分野での協力推進が含まれており、対象分野が広いだけにその進捗には差が見られ、効果に関する短期的で画一的な評価基準は設定できず、中・長期的な視点が必要であることに留意する必要がある。

## 7 2 国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応

<b>評価責任者</b>	経済局海洋室長 黒田 瑞大 経済局漁業室長 岩藤 俊幸 経済局国際エネルギー課長 片山 和之 経済局開発途上地域課長 尾池 厚之
<b>評価実施年月日</b>	平成 16 年 3 月 1 日
<p><b>1.【評価を行う目的】</b></p> <p>政策・施策の透明性を高め説明責任を果たすとともに、今後の政策・施策の立案・実施に資するため。</p> <p><b>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</b></p> <p>(a) マグロ等水産資源の持続的利用と安定供給のため、二国間及び国際機関(地域漁業管理機関、国連食糧農業機関 (FAO) 等)を通じた交渉・協力により、漁獲枠や保存管理措置を設定するとともに、IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策を進めた。</p> <p>(b) 鯨類に関し、国際捕鯨委員会 (IWC) において日本と立場を同じくする国の加盟を促進し、鯨類も持続的利用が可能な水産資源の一つであるとのわが国の伝統的文化的認識・価値観に対する国際的理解の促進を図った。</p> <p>(c) 近年、東南アジアにおいて深刻化する海賊事件に有効に対処することを目的とし、平成13年のASEAN + 3 首脳会議にて小泉総理が提唱したアジア地域における海賊対策のための地域協力協定を作成するため、同協定交渉を主導した。</p> <p>(d) 「国連海洋法条約体制」の効果的な運用と発展に対するわが国の積極的かつ効率的な貢献を図ることを目的とし、同条約締約国会議や海洋に関する国連総会決議の審議を通じた成果文書の中で、わが国の政策を反映させた。</p> <p>(e) ASEAN + 3、APEC等を通じたアジア・大洋州諸国とのエネルギー協力強化。ASEAN + 3 ではセミナー等の実施を通じて、APECではエネルギー作業部会を通じて、それぞれの地域のエネルギー協力に貢献。</p> <p>(f) IEA、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化。IEAでは理事会を中心とする作業部会及び委員会への参加を通じて、G8ではエネルギー大臣会合等を通じて協力を実施。</p> <p>(g) 産消対話の強化及び中東諸国等エネルギー生産国との良好な関係の維持・強化。前者については国際エネルギー・フォーラムを中心とし、その常設事務局の設置について調整中。</p> <p>(h) 森林分野において、国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じた持続可能な森林経営、違法伐採問題等に対する国際的な取組を促進。</p> <p>(i) 食料・農業分野において、FAO (国際連合食糧・農業機関) を通じた食料確保及び農業開発に対する国際的な取組を促進。</p>	

### 3.【施策の評価の観点と効果の把握】

#### (1) 必要性

- (a)(b) わが国は世界有数の漁業国であり水産物消費国であることから、二国間・多数国間の交渉・協力により、水産資源の持続的利用・安定的供給を図ることは、必要かつ妥当である。また、その達成のためには、広く国際情勢、国際貿易、国際ルールとの整合性等の観点から外務省が参画する検討が必要である。
- (c) 関係諸国との地域協力促進のための法的枠組となる協定交渉は、対外的なわが国権益に関わる外交政策を所管する外務省が行う必要がある。
- (d) 今後とも海洋に関するわが国の主張が国際社会に適切に反映されるよう、外交政策を掌握する外務省が国連等の様々な国際社会の場にて関係諸国に積極的に働きかけることが重要である。
- (e) ASEAN + 3、APEC共に、エネルギー安全保障上脆弱性を有しているにも関わらず国際的枠組みが欠如している同地域においては主要なフォーラムを形成しているため。多様な機能を果たすフォーラムとして、外務省はその成立時よりこれに関する政策策定作業に参画している。
- (f) IEAは原油供給途絶に際した緊急時対応体制を始めとして、エネルギー安全保障に関する最も整った協力の枠組みを提供している国際機関であり、またG8はエネルギー分野においても時宜に応じて先進国主導の取組を提案しているため。先進国外交の主要フォーラムとして、外務省はその成立時からこれに関する政策策定作業に参画。
- (g) 産消対話の重要性は強く認識されてきているが、国際エネルギー・フォーラムなど国際的枠組みは発展途上であり、大消費国であるわが国の参画にあたっても地政学的、外交的側面からの検討が有益。
- (h) ITTOは昭和61(1986)年に設立され、日本(横浜)に本部を置く唯一の国連関連機関である。ITTOは、熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を同時に図ることにより、熱帯林を貴重な資源とする開発途上国の経済的発展に寄与することを設立目的としており、地球環境問題への貢献及び熱帯林を有する途上国支援の観点から、わが国外交上有益。
- (i) FAOは、わが国にとって、途上国支援の一環としての活動に加え、農林水産分野におけるわが国の国内政策との関連が深い専門的な事項も幅広く扱っており、その観点からも日本の積極的な参画が重要。

#### (2) 有効性

- (a) マグロ等水産資源に関し、厳しい資源状況等を背景にしながらも、概ね日本の利益を確保できるような漁獲枠・保存管理措置が設定され、IUU漁業対策の一層の進展が図られた。
- (b) 鯨類に関しては、IWCにおいて日本同様に鯨類の持続的利用を支持する国の数は支持しない国とほぼ同数に迫るほどに増加しつつある。
- (c) 平成15年11月の最終交渉にて、わが国の議長の下、海賊対策のための地域協力協定の案文を確定させた。
- (d) 平成15年6月に開催された国連海洋法条約締約国会議において、「国際海洋法裁判所」の分

担金に対するわが国分担率を25%から22%へ引き下げを達成した。国連総会決議「海洋及び海洋法」における議論をリードし、同決議に海洋に関するわが国の主張を効果的に反映させた。

- (e) APECではエネルギー作業部会においてエネルギー・セキュリティ・イニシアティブ策定に参画、ASEAN+3では、「日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言」及び日ASEAN特別首脳会合の「東京宣言」「行動計画」においてエネルギー安全保障強化についてのわが国立場を反映させた。また、中国のエネルギー関係者を招聘し、アジア地域のエネルギー安全保障強化の必要性、これに関する日中協力の重要性につき、関係者の認識を深めた。
- (f) IEAでは、イラク戦争の前後を通じて加盟国でエネルギー供給に関する情報を共有、不測の事態に備えた。G8では、4月のIEA閣僚理事会の際に実施された非公式会合に参加。また6月のエビアン・サミットではエネルギー分野を含む行動計画が採択されるに際し、わが国の立場を反映させた。
- (g) 国際エネルギー・フォーラムでは2回の理事会及び作業部会を通じて常設事務局設置作業が進捗。この新たな国際的枠組みの形成にあたってわが国の国際間取決めに係る立場を反映させた。
- (h) 定量的な効果の測定は困難であるが、造林・植林、人材育成、ワークショップの開催、モニタリングシステムの導入、データベースの整備等、多様なITTOプロジェクトの実施を通じて、熱帯林の持続可能な経営及び開発途上国の経済的発展に一定の寄与があったものとみられる。
- (i) 定量的な効果の測定は困難であるが、開発途上国への食料の安定的確保及び農業開発分野・灌漑開発分野の改善のほか、食品安全規格の策定、国際植物遺伝資源条約、国際植物防疫条約の策定等に大きな貢献があった。

### (3) 優先性

- (a) マグロ等水産資源については適切な保存管理とIUU漁業対策が重要であることから、各施策は優先的に実施されるべきものであった。
- (b) 鯨類は持続的利用可能な水産資源であるとの国際認識を醸成していくことが必要であるという状況下、優先的に実施されるべきものであった。
- (c) アジア地域の海賊対策については、これまで数次にわたり国連総会決議及び国際海事機関(IMO)の回章(勧告)においてその重要性が指摘されてきたほか、平成15年12月の「日ASEAN特別首脳会議」において採択された「日ASEAN行動計画」においても言及されている、国際社会が直面する緊急の課題である。
- (d) わが国の近年の財政状況にかんがみれば、国際機関に対する分担金拠出率の引き下げを通じた効率的な貢献は緊急の課題である。また、四方を海に囲まれた島国日本として、国際的な海洋秩序作りに積極的に関与していくことは、わが国の対外権益確保のために重要な課題である。
- (e) APECでの取組は、米国同時多発テロ以降高まっていた同地域でのエネルギー分野のセキュリ

ティへの関心に端を発している点で、中国とわが国の間にエネルギーを巡って競争的な立場にあるとの見方が増えてきた中で、いずれも十分時宜を得た取組であった。

- (f) 緊急時対応はわが国がIEAに期待する最も重要な任務であり、今次イラク戦争に際しては、エネルギー分野に係る事務の中で最も高い優先度を有していた。
- (g) 国際エネルギー・フォーラム常設事務局の設立作業は、平成16年5月の第9回国際エネルギー・フォーラムまでに実現する必要がある、平成15年度の重点的な作業が必要であった。
- (h) 理事会開催前に各国の専門家を招いて開催される「専門家パネル」において、各国から要請されたプロジェクトに対する技術的な審査が行われ、その審査をパスしたプロジェクトだけが理事会に提出される。理事会においては、各国から提出されたプロジェクト要請の背景(当該国の国家基本計画との関係等) 要請内容の妥当性、緊急性等を精査し、それに加え、当該国に対する拠出の外交上の妥当性や熱帯林を巡る最近の課題(違法伐採、森林法の施行、森林認証等)への対応等を総合的に勘案したうえで、わが国はプレッジを行っており、優先的に実施されるべきものであった。
- (i) FAOが取り扱っている食料・農業は、わが国を含む加盟各国が自国民の安定的な生活を支える上で重要事項であるとの認識のもと優先的に取り組まれており、わが国としても関係省庁と協議した結果、優先的に実施されるべきものであったと判断。

#### 4.【評価の結果】

##### **(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他**

- (a) 責任ある漁業国として、かつ、水産資源の一大消費国として、今後とも、適切な保存管理とIUU漁業対策を通じて水産資源の持続的利用と安定供給を図ることが日本及び日本国民の利益に資することになる。
- (b) 鯨類については、今後とも、日本の捕鯨活動再開に向け、改訂管理制度の完成及び持続的利用支持国の加盟促進が必要である。
- (c) 海賊対策のための地域協力協定の早期採択・発効を通じたアジア地域の海賊対策協力の強化のために、引き続きイニシアティブを発揮する。
- (d) 国連海洋法条約を基盤とした国際的な海洋の法秩序の維持・形成のために、引き続き積極的な関与を通して適切に対応する。
- (e) APEC及びASEAN+3は、地域におけるエネルギー協力を推進できる主要な枠組み。
- (f) IEAは引き続きわが国のエネルギー安全保障にかかる国際協力の中心的業務。G8の取組は不定期・非継続的であるが、主要国の主導でエネルギー分野に大きな影響を与える決定がなされる場合もある。
- (g) 産消対話は、今後のエネルギー分野における国際協力においてその重要性を増加させていくことは確実であり、わが国として積極的に関与していく必要がある。
- (h) 熱帯林を貴重な資源とする開発途上国において、具体的な造林・植林、技術者の派遣やワークショップの開催を通じた人材育成、データベースの整備、モニタリングの体制整備等、多様かつ具体的なITTOプロジェクトの実施を通じて、熱帯林の持続可能な経営及び開発途上国

の経済的發展に一定の寄与が認められる。

- (i) 食料・農業分野は、主要先進国及び開発途上国の最重要関心事項であり、世界經濟の發展、人類の飢餓解放の実現を目的としているFAOの活動には、一定の効果及び寄与が認められる。ただし、予算面での省庁間の負担のあり方については、活動の内容が、日本自身の農林水産分野の政策との関連も深いとの観点から、再検討の余地がある。

#### 5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの政策評価の結果を踏まえ、予算要求の参考とする予定である。

#### 6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp>)
- ・ 平成15年度『外交青書』
- ・ 『平成14年度外務省政策評価書』
- ・ 各地域漁業機関（国際機関）の年次報告書、APECエネルギー作業部会ホームページ ([WWW.APECsec.org.sg](http://WWW.APECsec.org.sg))
- ・ 第9回国際エネルギー・フォーラム事務局ホームページ ([www.jets.net](http://www.jets.net))
- ・ 国際エネルギー機関ホームページ ([WWW.iea.org](http://WWW.iea.org))
- ・ 農林経済（時事通信社）
- ・ 世界の農林水産（国際食糧農業協会）

#### 7.【備考・特記事項】

水産資源、エネルギー、食糧等の分野における国際協調等の国際經濟の伝統的な諸課題にかかる施策については、様々な分野での協力推進が含まれており、対象分野が広くその進捗には差が見られ、効果に関する短期的・画一的な評価基準は設定できず、中・長期的な視点が必要であることに留意する必要がある。